

徳島県鳴門総合運動公園野球場の在り方検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 徳島県内において、野球に親しむ子どもや球児が「夢や希望を持ち、憧れを抱くプレー環境」を整備する必要があるため、鳴門総合運動公園野球場（以下「野球場」という。）の今後の「在り方」について検討を行うことを目的として、徳島県鳴門総合運動公園野球場の在り方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について、専門的見地から検討を行う。

- (1) 県内の子どもや球児が「夢や希望を持ち、憧れを抱くプレー環境」の整備について
- (2) 老朽化した野球場の今後の在り方について
- (3) その他会長が必要と認める事項

(委員)

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員20名以内で組織し、その任期は、本要綱の施行日からその任務が達成されたときまでとする。

- (1) 野球関係団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 建築、経済、観光等各分野の代表者
- (4) その他、知事が必要と認める者

(会長)

第4条 会長は、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、検討会議を代表し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 検討会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認められるときは、検討会議以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(代理出席)

第6条 第3条の規定に基づき委嘱された委員は、やむを得ない事情により検討会議に出席できないときは、同一の団体から代理者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務を処理するため、事務局を徳島県未来創生文化部スポーツ振興課に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、徳島県未来創生文化部スポーツ振興課長が別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和3年12月7日から施行する。